

特集 シンポジウム「つくるレッドリストでなくつかうレッドリストへ」

絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略について

環境省自然環境局野生生物課希少種保全推進室 徳 田 裕 之

Conservation strategy for endangered species of wild fauna and flora. Hiroyuki Tokuda (*Office for Conservation of Endangered Species Nature conservation Bureau Ministry of the Environment*)

はじめに

環境省では、生物多様性国家戦略2012-2020の国別目標C-2^{1a}の達成に向けて、我が国に生息する絶滅危惧種（環境省レッドリストの絶滅危惧Ⅰ類及びⅡ類）を対象にその保全を全国的に推進することを目的とし、基本的な考えと早急に取り組むべき施策の展開を「絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略」（図1）として2014年に公表しました。以下、保全戦略の内容について説明します。

我が国の絶滅危惧種の現状と課題

環境省では1991年より絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト（レッドリスト）を専門家の科学的知見に基づき概ね5年ごとに評価作成しています。評価のカテゴリーはIUCN（世界自然保護連合）のレッドリストの基準に基づき、①絶滅（EX）、②野生絶滅（EW）、③絶滅危惧Ⅰ類（CR+EN）、④絶滅危惧Ⅱ類（VU）、⑤準絶滅危惧（NT）、⑥情報不足（DD）としています。

我が国における絶滅危惧種（CR+EN、VU）の現状をみると第4次レッドリスト（2012）では、

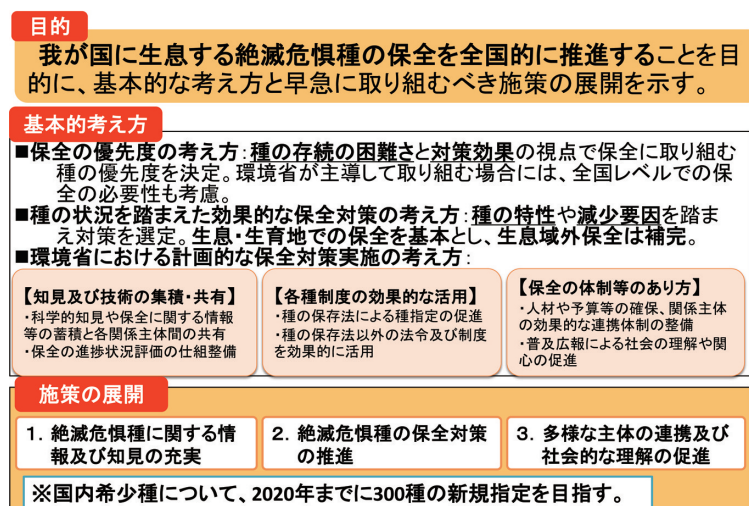


図1. 絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略。

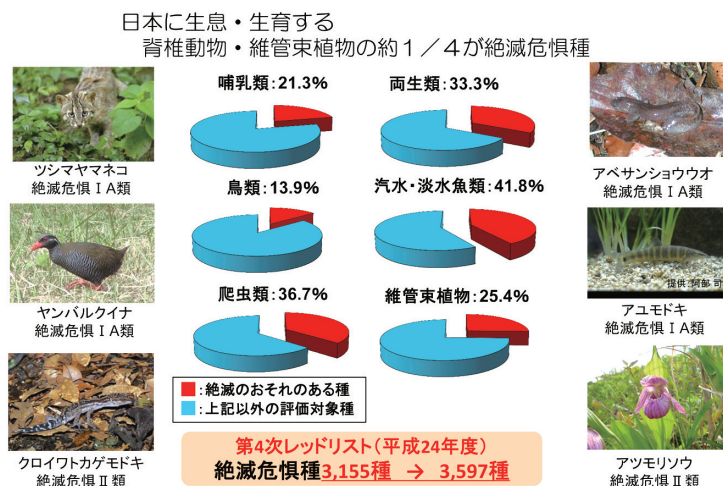


図2. 絶滅のおそれのある日本の野生生物.

第3次レッドリスト(2006)と比較すると422種が追加され、3597種となっています。評価対象種が広がったといった事情はありますが、脊椎動物の約25%が絶滅危惧種であり、絶滅危惧種が多い分類群として汽水・淡水魚類(41%)、維管束植物(25%)があげられる等、我が国の野生生物の生息状況は依然として厳しいことが明らかになっています(図2)。

絶滅危惧種の保全の優先度の考え方

絶滅危惧種の保全のための対策を講ずるにあたっては、①種の存続の困難さ②対策効果の大きさの二つの視点で評価し、取り組む種の優先度を決定します。

①種の存続の困難さによる視点

絶滅危惧ⅠA類(CR)又は絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN)の中で、生息状況の悪化が進行していること等により、特に絶滅のおそれの高い種から、対策の検討を優先的に行う必要があると考えています。

②対策効果による視点

その保全によって分布域内の生態系全体の保全にも効果がある種、多くの主体の保全への参画又は協力を促進される効果が期待される種、絶滅危惧種が集中する地域に生息・生育し、その取組が他の絶滅危惧種の保全にも効果がある種、これらの種について優先して保全に取り組む必要があると考えています。

③その他

絶滅危惧Ⅱ類であってもかつてはごく普通に見られていたにもかかわらず、近年全国的に減少傾向にある種や生息・生育地が一ヶ所に集中しているなど、人為的な要因を受けやすく、脆弱性の高い状況にある種についても保全対策の方法を検討することが重要であると考えています。

種の状況を踏まえた効果的な保全対策の考え方

対象とする種の保全を効果的に実施していくためには、それぞれの種の特長や減少要因を踏まえて、また、人の生活との関連性などの社会的側面



図3. 国内希少野生動植物種 (130種).

も念頭においた上で、これらの様々な保全対策の中から有効な対策を適切に推進し、必要に応じて対策を組み合わせることで実施することが重要であると考えています。

重点的に取り組むべき絶滅危惧種保全施策の展開

絶滅危惧種に関する情報及び知見の充実

絶滅危惧種の分布や生息状況、生態等の情報は、保全の取組に係る優先度の決定や、具体的な保全施策の検討に極めて重要であるため、レッドリストやレッドデータブックを整備及び定期的に見直し、保全上重要な場所（絶滅危惧種保全重要地域）の抽出等を行い、これらの情報を整理します。さらに、種ごとに保全の取組の進捗状況や不足している対策を把握するために「絶滅危惧種保全カル

テ」を作成することにより、今後講ずべき効果的な対策を検討することが必要であると考えています。なお、2012年より、海洋生物（サンゴ類、甲殻類、軟体動物）についてもレッドリストの整備をはじめており、2016年を目途に海のレッドリストとして公表を予定しています。

種の保存法による絶滅危惧種の保全

種の保存法においては、レッドリスト掲載種から国内希少野生動植物種に選定指定し（図3）、これらの種について捕獲殺傷、譲渡売買、輸出入等を規制しています、また、必要な生息環境を生息地保護区に指定し、生息環境の保全を図るとともに、モニタリングや生息域外保全の取組等の保護増殖事業を実施しています。これらをさらに効果的にすすめるため、前述の種の保全の優先度を

踏まえ当面2020年までに300種を追加指定することとしています（2014年4月時点）。指定にあたっては、レッドリストのカテゴリーにかかわらず、急激な生息・生育環境の悪化や減少要因の増大により、緊急の対策を要する種や重要な生態系や固有種も多い小笠原諸島や奄美・琉球に生息・生育する種についても考慮することとしています。また、国内希少野生動植物種が、個体数の回復により、レッドリスト作成2回連続して絶滅危惧種に該当しない場合、指定解除の検討を始めることも考えています。さらに前述した「絶滅危惧種保全重要地域」や「絶滅危惧種保全カルテ」から得られた情報により保護区指定による保護効果が高いと考えられる種及び生息・生育地が良好に維持されている区域については指定を推進することも考えています。

多様な主体の連携及び社会的な理解の促進

絶滅危惧種の保全には、関係省庁や地方公共団体との適切な役割分担や協力体制の形成のため、連携の強化を図るとともに、個々の保全の取組において、地域住民、専門家、民間企業、NPO・NGO等多様な主体との更なる連携を図っていくこととしています。2014年には（公社）日本動物園水族館協会、2015年には（公社）日本植物園協会と「生物多様性保全の推進に関する基本協定」を締結し、保全を進めることとしています。2012年度に環境省が実施した「民間企業の生物多様性の保全の取組状況」（2601社回答）によれば約57%が取組を実施している及び実施する方向で検討しているとしており、生物多様性保全に関心が高い企業は多いことが明らかになっています。さらに2014年に内閣府が実施した「環境問題に関する

世論調査」（1834人回答）によれば、レッドリストの認知度は約45%、絶滅危惧種保全ために募金や寄付をするのは約53%で、一般における社会的認知度は比較的高いことも明らかになっています。このため、保全活動にあたっての連携やガイドラインの作成を通じた人材育成を図るとともに、絶滅危惧種の危機の状況や保全の必要性、実際の保全の取組等について、教育の教材としても活用可能なパンフレットの作成、ホームページ上での掲載を通じて、広く普及広報を行うこととしています。

おわりに

絶滅危惧種の保全について、戦略的に取り組んでいくことが重要であり、環境省では、この計画に基づき、絶滅危惧種の保全に関する様々な施策を着実に推進していきたいと考えています。国民の多くの方々が、絶滅危惧種の保全についてそれぞれの立場においてご理解、ご協力いただけるようお願いいたします。

脚 注

1 ※ 国別目標C-2「2012年版環境省レッドリストにおける既知の絶滅危惧種において、その減少を防止するとともに、新たな絶滅種（EX）となる種（長期に発見されていない種について50年以上の経過等により判定されるものを除く）が生じない状況が維持され、2020年までに最も絶滅のおそれのある種である絶滅危惧1A類（CR）又は絶滅危惧種I類（CR+EN）については、積極的な種の保存や生物多様性の保全に配慮した持続可能な農林水産業の推進による生息・生育基盤の整備などの取組によりランクが下がる種が2012年版環境省レッドリストと比べ増加する。（以下略）」

注：本原稿は環境省から市民に向けた文書であることから、「です・ます体」で掲載しました。（編集事務局 記）